令和3年6月11日総合教育会議資料教育部指導課

# 立川市民科について(素案)

### 1 立川市民科教科化の背景

本市において平成 27 年度から取組を進めている「立川市民科」を教科化するにあたり、その背景を教育基本法、学習指導要領、本市の学校教育の原点及び地域的特性の面から以下に示す。

#### (1) 教育基本法上の位置付け

教育基本法第一条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と示されており、社会の形成者たる市民に必要な資質等の育成を小・中学校9年間を通して立川市民科として行うことは教育基本法に示されている目的に合致する。

#### (2) 学習指導要領上の位置付け

学習指導要領総則に「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創る」という目標が明確に 規定され、この目標を学校と社会が共有し、その実現を図るために連携及び協働していくことが 示されている。ここで示されている地域と連携、協働して教育課程を組み立てることは、地域に 根ざした学習を教科等横断的に展開する立川市民科の学習と一致するものである。

## (3) 地域とともにある学校づくりとの関係

立川の教育の歴史は明治5年の学制発布前の明治3年の第一小学校のルーツである虞頴(ぐえい)学舎である。この学舎は地域の皆さんの「新たな時代は教育が拓く」との思いで設立された東京で一番歴史のある学校である。その「地域とともにある学校づくり」の伝統を踏まえ、地域に根ざした学習を通して先人の思いを未来に引き継ぐために地域づくりに参画する資質等を育成することが大切である。

## (4) 地域的特性との関係

本市は都市化が進み、それに伴い人口の流動性が高い都市構造となっている。このような中、これまで各方面でまちづくりにご尽力いただいている市民の皆さんのまちに対する思いを引き継ぎ、よりよい地域の実現に向け、児童・生徒に、多様な人々と関わり、参画、協働しようとする資質等を育むことは重要である。

これらの背景のもと、全小・中学校がコミュニティ・スクールとしての学校づくりを、地域ととも に創意工夫し取り組んできたが、これまでの各校の実践をより深め、本市の教育の柱となる持続可能 な学びとすることが立川市民科の教科化の目指すところである。

#### 2 立川市民科の目的

立川市民科教科化の背景を踏まえ、立川市民科の目的を次のように定める。

#### 立川市民科の目的

地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の 人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に行動する市民を育成することを 目的とする。

※市民性:よりよい社会の実現に向け、多様な人々と積極的に関わろうとする意欲や行動力のこと

※市 民:自治体の地域社会を形成する構成員のこと

#### 3 立川市民科で目指す児童・生徒像

#### 立川市民科で目指す児童・生徒像

- ○地域を知り、地域を大切にする思いを育み未来を拓いていく児童・生徒
- ○地域と関わり、主体的に行動し、よりよい地域づくりに参画しようとする児童・生徒 立川市民科の目的を踏まえ、立川市民科で目指す児童・生徒像を上記のように定める。これ は、児童・生徒には、保護者や地域の皆様のご協力の下、地域に根ざした学習を通して、地域を 知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、新たな未来を拓いてほしいという思いと、多 様な方々と力を合わせてよりよい社会づくりに主体的に参画してほしいという二つの思いを込め たものである。

#### 4 立川市民科を通して育みたい資質・能力

立川市民科の目的と立川市民科で目指す児童・生徒像を踏まえ、立川市民科の学びを通して育む資質・能力を次のように整理した。

- コミュニケーション力・協働力
- ・課題解決力・社会参画力
- ・キャリアを見つめ、将来を考える力
- ・多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い
- ・情報活用力・メディアリテラシー

